大阪府指定出資法人評価等審議会（第 11 回）

■と　　き　令和 8 年 11 月 5 日（木曜日）10：00 ～ 11：00
■と こ ろ　Web 開催
■出 席 者　新井　康平（大阪公立大学大学院　経営学研究科　教授）
　　新生　雅則（F&Link 株式会社　公認会計士）
　　小沢　貴史（神戸大学大学院　経営学研究科　教授）
　　西川　和予（株式会社　勁草パートナー　中小企業診断士）
　　村井　恵美（恵み法律事務所　弁護士）
　　山口　朋子（株式会社コングレ　監査役）
　　米村　紀美（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　マネージャー）
議　　事　指定出資法人の役員報酬制度について（意見書とりまとめ）

指定出資法人の役員報酬制度について（意見書とりまとめ）

資料 1～3 に基づき、事務局より説明

委　員：資料 1 については、今後、本制度の概要を示す資料にもなると考えられるため、何点か意見を申し上げたい。まず、「報酬の適用対象」との記載部分については、「報酬基準の適用対象」又は「報酬水準の適用対象」とした方が、内容がより明確になるのではないか。
また、公募ポストについては、府退職者か否かにかかわらず、同一の条件で公募を行い、採用者に同じ報酬基準が適用されることも記載した方がよい。
最後に、各法人は報酬基準額を上限として報酬額を設定することができ、必ずしも上限額と同額に設定する必要はないという制度の仕組みについても、資料 1 に記載した方が、制度全体を理解しやすくなるのではないか。

事務局：いただいた意見を踏まえ、修正を検討する。

委　員：役員報酬水準の見直しに当たり、民間の給与水準を参考としているとのことだが、大阪府人事委員会勧告の内容を参考としていない理由は何か。

事務局：本制度は、当初、府の部長級職員の給与の 75％を、理事長等の各法人における最上位の役員区分の報酬額とする仕組みであったが、平成 22 年度に、各法人の職務・職責に着目し、法人ごとに報酬基準額を設定する制度へ改められた。この制度改正により、府職員の給与を基礎として報酬額を設定する考え方とは切り離して制度を整理した経緯があるため、大阪府人事委員会勧告の内容は用いていない。

委　員：出資法人の特性を踏まえ、府職員の給与とは別に民間の給与動向を参考とする考え方は理解できる。その上で、全国と大阪府内では給与水準の動向が異なる可能性もあるが、国税庁の全国調査を参考としている理由についても教えてほしい。

事務局：大阪府内の民間給与に関する統計についても確認したが、確認した範囲では、「大阪府民経済計算」は公表時期が遅く、直近の状況を把握することができない。また、府職員の給与に係る公民較差を確認するための調査では、回答事業所数が約 500 事業所にとどまっている。このため、直近の状況を把握でき、標本規模も大きい国税庁の全国調査を参考としている。

委　員：意見書（案）4 ページの大阪府道路公社の特記事項について、「管理路線数が減少するものの、これに伴う職務・職責の大きな変化はない」との記載だけでは、管理路線数が減少すれば、職

務・職責も一定程度減少するのではないかとの疑義が生じる可能性がある。前回の審議では、鳥飼仁和寺大橋有料道路の移管後も、移管に伴う撤去工事等への対応が残ることなどを踏まえ、職務・職責に評価を変更するほどの大きな変化は認められないと判断したと理解している。
その趣旨が分かるよう、もう少し丁寧に記載した方が、審議会の意見としてより合理的なものとなるのではないか。

事務局：前回の審議における意見も踏まえ、その趣旨が分かるよう、記載の修正を検討する。

委　員：意見書（案）1 ページ冒頭の「府退職者の常勤役員の役員報酬制度」について、「府退職者」という表現は、その意味が分かりにくいため、例えば「府の職員を退職した者」など、より明確な表現に改めてはどうか。

委　員：同じく、「府退職者の常勤役員の役員報酬制度」との表現では、府退職者だけに適用される制度であるかのような誤解を招く可能性もある。本制度は、府退職者が就任する可能性のある公募ポスト等を対象としており、府退職者以外の者が就任した場合にも同じ報酬基準が適用されるとのことなので、制度の対象となるポストや適用関係が分かるよう、制度全体を包含する表現に改めた方がよいのではないか。

委　員：今回修正された資料 1 の「対象となるポスト」の説明は分かりやすいので、意見書にも同様の内容を記載し、どのようなポストに本制度が適用されるのかを補足してはどうか。

事務局：各委員の意見を踏まえ、「府退職者」という用語を含め、制度の対象となるポストや適用関係について、読み手に分かりやすい表現となるよう、意見書の記載の修正を検討する。

委　員：今後、役員の職務・職責を評価する際の参考資料として、役員会等の議事録を活用するのはどうか。守秘義務等に配慮した上で、役員会の開催状況や役員が実際に判断した事項の概要を委員が確認できれば、職務・職責を評価する上で参考になると考える。

事務局：役員会等の議事録は、法人との調整も必要であるため、現時点で対応方針を回答することはできないが、いただいた意見を踏まえ、評価に必要な資料のあり方について幅広く検討する。

委　員：民間の賃金上昇を踏まえて報酬水準を見直す考え方は理解できる。一方、現在の報酬額は、民間企業では、大企業であれば課長級、中堅・中小企業であれば部長級に相当する水準が一つの目安になると考える。民間人材からも幅広い応募を得るためには、公募情報が対象となる人材に届く方法で発信されているか、また、職務内容や求められる専門性が分かりやすく示されているかについても、確認する必要があると思う。特に、出資法人の業務では、府との関連業務に係る行政上の事務処理能力等が求められる場合もあり、職務内容等が十分に伝わらなければ、民間人材にとって応募の障壁となる可能性もある。

事務局：各法人が公募情報を掲載している媒体については、現時点で網羅的に把握していないが、幅広く人材を募るためには、ご指摘の内容についても、改めて確認する必要があると認識している。
公募情報の発信方法や職務内容等の示し方に工夫が求められる点については、法人に共有したい。

委　員：この意見書（案）をもって審議会の意見とし、大枠は変更せず、表現等に関する修正意見等の反映については、会長預かりとしてよいか。

各委員：異議なし。